

電波利用環境委員会報告 概要(案)

～CISPR会議の審議結果について～

令和7年10月1日
電波利用環境委員会
CISPR H作業班

国際無線障害特別委員会(CISPR)の概要等

1 国際無線障害特別委員会(CISPR)について

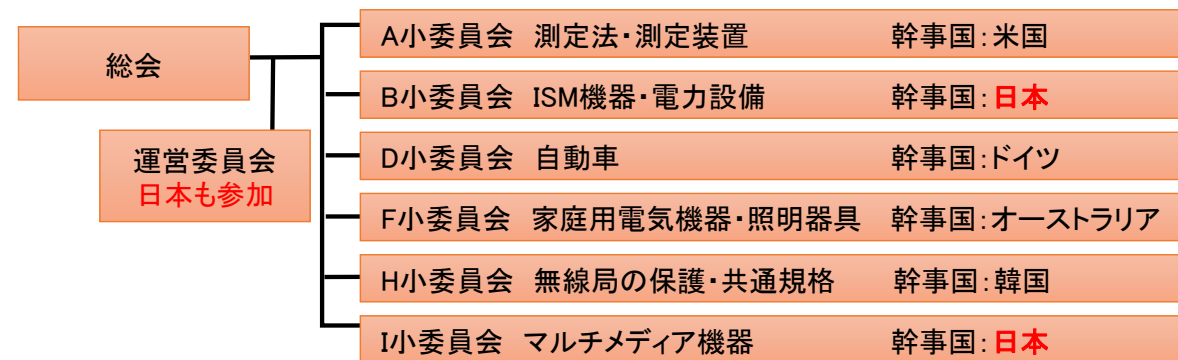
1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC(国際電気標準会議)の特別委員会
- 目的: 無線障害の原因となる各種機器からの不要電波(妨害波)に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員: 電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関(現在、構成国は41カ国(うち16カ国はオブザーバー))
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法(型式制度・個別許可)【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法(法定検査・自主確認)【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(承認・認証)【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準(自主規制)【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催
- B小委員会とI小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている



2 本年度の開催概要

- 令和7年9月15日から9月19日までの間、インド ニューデリーにおいて開催(B小委員会は9月2日から9月3日まで、H小委員会は9月4日にオンライン会議にて開催、D小委員会は2年ごとの開催のため非開催)
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から23名が参加

主な審議状況及び審議結果(H小委員会)

H小委員会: 無線業務保護のための妨害波許容値の決定モデル、共通エミッション規格を策定

6 GHz ~ 40 GHzまでの妨害波許容値の検討

1) 背景と課題

- 5Gシステムの導入に伴う準ミリ波帯の利用増加や、電気・電子機器からの妨害波の高周波化などを背景として、H小委員会では40 GHzまでの妨害波許容値の設定モデルの開発と許容値試算に着手した。5Gシステムが多様な通信モードを持つこと、妨害波源が高密度であること、妨害波の高周波化に伴う放射パターンの複雑化などが課題となる。

2) 課題の解決方法

- 同時に進められたCISPR/TR 16-4-4の改定作業により得られた知見を反映。
- 妨害波放射パターンの複雑化は確率的要素に含めてモデル化。
- 最悪ケースの許容値を、通信モードに依存しない受信機雑音レベルを基準に設定。
- 3種類の基地局 (Wide area BS, Mid range BS, Local area BS)とユーザ端末(UE)それぞれに、異なる保護距離と確率的要素を仮定。



5G等の導入を考慮した6 GHz~40 GHz
までの妨害波許容値の策定

3) 審議状況

- H/WG 8/ahG 9による許容値設定モデルと試算結果についての意見照会文書が発行され、H/WG 1に作業を移管して共通エミッション規格への導入に向けて作業が開始された。
- 電波暗室試験に加え、反射箱測定における許容値設定モデルの検討がahG 9の所掌に追加され審議予定である。

4) 審議結果及び今後の見通し

- FDIS回付予定の IEC61000-6-3 第4版の次の改定(第4版 修正票1)の審議事項とすることを議決
- 現在、H/WG1のTFで許容値を検討中
- 既存の国際規格(CISPR 11: 1~18 GHz)、米国等の国内規格との整合性も考慮しつつ許容値が審議される見込み

